



日本ケアラー連盟は設立 **15** 周年を迎えました

《編集・発行》

一般社団法人日本ケアラー連盟

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-24-7 ルネ御苑プラザ 513

TEL : 03-3355-8028 (月 13:00 ~ 17:00) FAX : 03-6809-1093

E-mail : info@carersjapan.com Web: https://carersjapan.com/

発行日 : 2025 年 9 月 30 日

報告 : 日本ケアラー連盟15周年記念イベント

条例化から法制化へ～ケアラー支援の未来を描く～

日本ケアラー連盟代表理事 堀越栄子

日本ケアラー連盟(以下、連盟)結成から15年が経ち、2020年以降、33の自治体でケアラー支援を推進する条例が制定されました。国によるヤングケアラー支援の施策化、法的位置づけや自治体の支援努力義務化も進んでいます。そこで、5月25日(日)に、「日本ケアラー連盟15周年記念イベント 条例化から法制化へ」を対面とZOOMにより開催し、100余名が参加されました。

当日は、牧野史子連盟代表理事の挨拶、条例制定に深く関わった3人の方によるパネルディスカッション、連盟からの法制化に向けた政策提言、条例制定自治体議員による法制化を求めるアピールがあり、今後ケアラー支援を推進していくために、ケアラー支援推進基本法(仮)の制定と各自治体が条例化を進めていくことの両輪が必須であることを確認しました。

開会に当たって、自民党ケアラー議員連盟会長の田村憲久衆議院議員から、ケアラー連盟の4つの基本方針(※3ページ参照)は議連、政府と共通しているという力強く暖かいご挨拶をいただきました。

パネルディスカッション

「条例制定の状況と施策実践」

パネルディスカッションでは、堀越栄子代表理事のコーディネートの下、条例制定の背景、条例及び制定プロセスの特徴、主な施策・事業の内容、成果と課題、法制化に向けての考えについて、条例制定に尽力された3人の方にお話いただきました。

なお、それぞれの条例名(公布日・施行日)は、次のとおりです。栗山町ケアラー支援条例(2021年3月19日、2021年4月1日)、京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例(2024年11月8日、11月11日)、ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例(2024年12月19日、2025年4月1日)。

■ケアラー支援の開拓者であり 先駆者である栗山町の 「栗山ならだいじょうぶ」



北海道栗山町長の佐々木学さんからは、ケアラー支援を切り開くことは、時代の先を読み、政策課題を見据えた先行投資になるというお話をいただきました。栗山町のケアラー支援は、1988年町立介護福祉学校の設立を起点とする、町と社会福祉協議会による福祉のまちづくり(栗山ならだいじょうぶ)という土台に加え実態調査という科学的根拠を原動力としています。さらに条例という法的保障を得ることで、これまで積み上げた活動実践に制度・財政的な保障が加わり、町独自の短期入所事業や傾聴ボランティアの訪問事業などの新しいサービスの創出や既存の施策の弾力的運用という成果を上げるとともに、地域コミュニティの課題を明らかにしその対応につながっています。

今後は、介護や地域の支え手不足、地域の人間関係の希薄化や孤立化、ケアラー支援の有用性向上に対応するため、人材育成と教育、ICT化とケアコミュニ



パネルディスカッション。左から堀越栄子さん、佐々木学さん、津止正敏さん、竹村雅夫さん



ティの形成、ケアラーの支援ニーズの把握と適切なアセスメントを行いたいとのことです。

特に具体的なケアラー支援施策の全国的な標準化が、ケアラー支援の実効性を高めることにつながり、その面から法制化が必要であるという提言は、実践を積み重ねてきた自治体ならではのものでした。

■当事者ネットワークと 市会の緊張感あるタッグで “二兎”を追う



京都ケアラーネット共同代表の津止正敏さんからは、京都市の条例は「『ケア』は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営み」であり、「担うケアラーもまた尊重されなければならない」と、前文に社会におけるケアの意義と尊重を盛り込んだこと、そして要ケア児者支援の拡充はケアラー支援の前提であり、ケアラー支援を要ケア児者支援の貧しさの隠れ蓑にしてはいけない、二兎を追おう!という提起がありました。

京都ケアラーネットは2022年4月に、認知症や障害児者、不登校、ひきこもり、言語、医療的ケア児、男性等のケアラーと支援者の団体のネットワークとして発足。京都における多様なケアとケアラーの実態・課題をネットワークキングし、条例制定を目指しました。

一方、市会では、ケアラーに関する質疑を経て、2024年4月、「全議員での共同提案による条例制定」を表明し、各会派の代表による政策研究会（京都市ケアラー支援条例（仮）制定プロジェクトチーム）を開催しました。

京都ケアラーネットは市会PTに要望書1回・意見書3回を提出し、意見陳述を行い、さらに市民に働きかけることで、2回のパブリックコメントで計613件の意見を届け、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」と、推進計画、協議の場も条例に盛り込みました。

条例制定後は、行政の庁内横断のプロジェクトチームが始動し、ケアラー支援推進協議会が設置され、支援計画の策定準備が始まりました。

「ケアは社会の存立の基礎的条件」であるという宣言に、ケアラー支援の未来を感じるとともに、ダイ

ナミズム溢れる制定プロセスに圧倒されました。

■ケアをされる人もする人も 自分らしい生き方ができる 藤沢をつくる



藤沢市議会議員の竹村雅夫さんは、2016年の藤沢市立小中学校の教員を対象としたヤングケアラー調査、支援研修会、地域福祉計画等の取り組みを包括し、さらに「やまゆり園」の事件を踏まえ、条例を制定したことで、条例の特徴は次の5つであると話されました。

◎「ケアの価値」を前文で位置付けた、◎ケアラー当事者の意見反映のためケアラー支援協議会を置き、「支援計画」の策定・評価・改定に参画する、◎ケアをされる側や保護者など、ケアラーだけでなく（多様な形態の）家族全体への支援を理念とした、◎未だ認知が進んでいるとは言い難い若者ケアラーやビジネスケアラーに言及、◎「ルビあり版」の作成、です。

条例は、議員提案に依っています。2023年6月に設置された「政策検討会議」（議会運営委員会に3人以上の議員から条例づくりの政策提案がされ承認されると設置できる）で議論され、各委員が分担して条例案文を作成し、シンポジウムや「出張パブコメ」を経て制定されました。

条例前文にある「ケアは、人と人との関係をつなぐ大切な行為です」という言葉、「ケアは人権の課題である」「SOSを出して良いというならまず差別をなくして」という竹村さんのメッセージは、ケアラー支援の認識や支援の現状を鋭く突いており、深い印象を受けました。

■条例化の加速と法制化を

3名の方からは、法制化の必要性について以下の貴重なご意見をいただきました。

○予算化され財政的裏付けが持てる。

○ケアラー支援に限らず、例えば日本語教室などでは市民団体の自主運営のみの時代と異なり、法律があることで社会的な存在と認知され、「公民館が借りやすい」など、身近なシーンが劇的に変わる。



- 人は移動する。またヤングケアラーの通う学校は市立、県立、国立学校とさまざまであるなど、ケアラーは一つの自治体に収まる存在ではない。
- ワーキングケアラー支援は国の対応が不可欠である。
- ケアラー支援には、育児・介護休業法、介護保険法など関連する法律が多数ある。
- まだまだ条例化の加速化も必要である。
- 法制化にあたっては、理念、ケアの社会的な意義を記載することが大事である。

政策提言～法制化に向けて～

連盟の中嶋圭子理事からは、法制化に向けた「政策提言（案）」の報告がありました。

なお、「政策提言（案）」は、関係者の現場からの意見や、政策的な課題整理を通して、多様かつ多世代のケアラーに共通する政策・施策のメニューを洗い出し、支援の基本的枠組みを整理しようとするもので、精査中です。

〈基本的考え方〉

①ケアラーもケアを必要としている人もともに尊重される社会をつくる、②ケアラーの心身の健康と安全、社会的孤立防止、包括的支援により「ケアラー自身の人生を支援」する、③ケアラーは社会的支援の対象であることを明らかにし、法令に位置づける。

〈基本的施策〉

①ケアラー支援推進基本法（仮称）の制定、②ケアラー支援総合戦略の策定と支援体制の構築、③財政措置等。

〈ケアラー支援施策〉

①社会的認知度の向上と啓発・情報提供、②相談支援とアセスメント体制の確立、③ケアラーの発見と特定（認定）、

④心身の健康とウェルビーイングの保障、⑤レスパイトサービス、⑥仕事と教育及び経済的支援、⑦ケアに関する情報と知識の提供、⑧社会的孤立防止、⑨生活支援・各種制度の利用援助サービス、⑩地域・民間支援団体との連携協働支援、⑪ヤングケアラー（子ども・若者）支援。

法制化を求めるメッセージ

イベントの最後に、議員提案条例制定の立役者であった埼玉県議会議員きら英敏さん、長崎県議会議員ごうまなみさんから、条例制定と施策の実施を踏まえて、法制化を求めるアピールをいただきました。埼玉県では、これまで2回「ケアラー支援の法制化を求める意見書」を国に提出しています。

* 4つの基本方針（連盟HP掲載）

1. 介護される人、する人の両当事者の人生がともに尊重される
2. ケアラーの健康と生活、社会参加（学業や就業や社交、地域での活動など）、人権が守られる
3. 社会全体でケアラーを支える仕組みをつくる
4. ケアラーの経験が社会的に評価されるとともに、人びとのケアラーへの理解と支援の活動が活かされ、促進される社会（地域）をつくる



会場の様子。右奥は、政策提言（案）の報告をする中嶋圭子さん

2025年度 進む国・自治体の取り組み

2025年度当初の動きを報告します

日本ケアラー連盟理事 中嶋圭子

●ケアラー支援条例が33自治体に

2025年4月現在で、33自治体（都道府県8、市町村25）で条例が施行されています。直近に施行された、自

治体のうち京都市と藤沢市では、「ケアラーとケアされる人双方の尊厳」が明記されています。



●骨太方針2025にケアラー支援を明記

6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2025」、第2章—4. — (7)「誰一人取り残されない社会」の実現の〈共生・共助〉の項に「ヤングケアラー、ワーキングケアラーなど年代や就労の有無を問わず、ケアラーへの地方公共団体の取組を支援するとともに、」と明記されました（下線は筆者・中嶋）。

自治体の取り組み支援のためには、地方への財政支援はもとより、ケアラー支援のしくみや枠組みを、国が率先して明示していくことが必要です。法令に位置づけることも含め、具体的に実施されるよう働きかけていきましょう。

また、関係者の働きかけにより、「ビジネスケアラー」から「ワーキングケアラー」に、文言も修正されました。

●「仕事と介護の両立支援～両立に向けての具体的ツール～」を公表（厚生労働省）

育児・介護休業法改正（2025年4月から順次施行）を踏まえ、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化（雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化、取得できる労働者要件の緩和など）に関する措置が施行されました。併せて、「仕事と介護の両立支援～両立に向けての具体的ツール～」（企業用・労働者用）が公表されています。

2025年度定時総会を開催しました

6月22日（日）、2025年度日本ケアラー連盟定時総会を開催し、リモート会議システムを利用し、各自参加しました（出席者21名、書面議決46名）。

総会の司会を中村健治理事、議長を牧野史子代表理事が務め、第1号から第5号まで満場意義なく原案通り承認されました。

2025年度は役員選出がありました。新代表理事に中村健治が就任し、新理事2名が選任されましたのでご紹介します。

滝島真優（成蹊大学研究員）

太田黒周（NPO 法人 てとりん副代表理事）

総会後には、参加した会員の方々を交えた自己紹

介や地域情報の共有がありました。

ヤングケアラー支援を契機として、国や自治体あるいは福祉や介護等の業界団体でもケアラー支援への啓発等が推進されつつあります。ケアラー支援条例も33自治体に拡がり、今後はますますケアラー支援条例化やケアラー支援法の実現に向けて連盟として、ロビー活動や支援運動の推進に力を入れていこうという決意を皆であらたにしました。

組織としても、あらたに若い人材を迎え、新鮮な発想やパワーを吸収して活性化を図っていく所存です。

これからは、さらに会員のみなさまの地域へのアクションや働きかけを期待し、ご一緒に運動の一翼を担っていただけたらと期待しております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

（代表理事 牧野史子）

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方（個人）は、どなたでも申し込みできます（会員は法的には「社員」と呼ばれます）。

《年会費》正会員（社員）：5,000円／年 ＊総会の議決権があります。

応援会員（個人）：1口 2,000円／年

応援会員（団体）：1口 10,000円／年

《定款》 <https://carersjapan.com/about/teikan/>

《入会申込み》 FAX（またはEメール）でお申し込みください。

<https://carersjapan.com/supportus/>

★FAX 03-6809-1093

★Eメール info@carersjapan.com

●寄付をするには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。マンスリー寄付は、月500円から受け付けています（HPをご覧ください）。

《寄付申込み》 FAX（またはEメール）でお申し込みください。

<https://carersjapan.com/supportus/>

【会費・寄付金入金先】

郵便振替 口座番号：00100-9-789904

加入者名：一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号：2958743

（普通）口座名：一般社団法人日本ケアラー連盟